

国民年金

国民年金に任意加入していなかったために、障害基礎年金等を受けられなかった方へ

・特別障害給付金制度

国民年金の任意加入対象者で加入していなかったために、障害基礎年金等を受給していない方について、次の受給対象となる方には、**特別障害給付金**が支給されます。

受給対象者

- ①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象者であった学生
- ②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象者であった厚生年金、共済組合等の加入者だった方の配偶者

①②に該当する方で、国民年金に任意加入していなかった期間に初診日（※）があり、現在、国民年金法に定める障害等級1、2級（身体障害者手帳の等級とは異なる）の障害の状態にある方です。

ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当した方に限ります。

（※）障害の原因となる傷病について初めて医師の診療を受けた日



支給額

1級・・・月額50,700円

2級・・・月額40,560円

※給付金は請求月の翌月分から支給されます。

※本人の所得により、支給が制限される場合があります。

問い合わせ先	熊本社会保険事務局	☎ 211-0763
	熊本東社会保険事務所	☎ 367-2503
	役場保険課国保年金係	☎ 286-3111 内線 122・123



差別のない人権の町づくり

～ 人権とは ～



「人権」という言葉からあなたはどんな印象を受けますか。「とても大切なもの」それとも「何だか堅苦しくて難しいもの」、「自分には関係ないもの」でしょうか。

私たちは、「人権」とは、「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利」であり、だれにとっても身近で大切なもの、日常の思いやりの心によって守られるものだと考えています。

「人権」は、難しいものではなく、だれでも、心で理解し、感じることでできるものです。でも、現実の社会では、保護者からの虐待によって子どもたちの命が奪われたり、パートナーからの暴力によって女性が心や身体に深い傷を受けるこ

とがあります。年寄りだから、障がいがあるから、同和関係者だから、外国人だからということで差別を受けることもあります。どれも悲しく痛ましい人権問題です。

このようなことがどうして起こるのでしょうか。どうすればこのようなことをなくせるのでしょうか。その根底には、他人に対する思いやりや、いたわりといった人権尊重意識の希薄さがあるのではないのでしょうか。この問題を解決するためには、お互いの異なる点を個性として尊重するなどの人権意識を養うことが重要ではないのでしょうか。

法務省人権擁護局「人権の擁護」より

お問い合わせ先
役場健康福祉課 人権対策係 ☎ 286-3111 内線 131